

新旧対照表(PayPayスタンプカード加盟店特約)

項目	2022年9月15日まで	2022年9月16日以降
第5条 第1項	スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカードサービスにかかるPayPayマイストア個別サービス利用料として、第 2条第2項に基づいて登録された PayPayスタンプカードの特典等の原価と同額(税別)(以下「PayPayスタンプカード利用料」といいます)を支払うものとします。	スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカードサービスにかかるPayPayマイストア個別サービス利用料として、次の各号に掲げる金額(以下、総称して「PayPayスタンプカード利用料」といいます)を支払うものとします。 (1) PayPayスタンプカードサービスの利用の対価として、第2条第2項に基づいて登録された PayPayスタンプカードの特典等の原価と同額の金額(税別) (2) PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の場合、PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の利用によるPayPayポイントの付与原資として、当社が、当該スタンプカード加盟店の発行した PayPayスタンプカード(PayPayポイント)に対して所定の数のスタンプの付与を受けたことに伴いPayPayユーザーに対して付与する PayPayポイント数に金 1円を乗じた金額